

石運輸第237号の2
石運整第99号の2
令和8年7月6日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

指定自動車整備事業者による年次検査の実施について

標記について、自動車交通部長及び自動車技術安全部長より別紙（令和8年6月29日付け北信交旅第224号及び北信技整第32号）のとおり通達があったので了知願います。

北信交旅第224号
北信技整第32号
令和8年6月29日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長
自動車技術安全部長

指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について

標記について、物流・自動車局自動車整備課長から別添（令和8年6月25日付け国自整第78号）のとおり通知があったので了知されるとともに、関係者に周知し、実施に係る取扱いについて指導されたい。

令和8年6月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について

地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け、国自整第283号。）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日付け、国自整第49号。）」（以下単に「両通達」という。）において定めたところ。

両通達2.（1）において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車又は旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく検査（以下「継続検査」という。）に加えて両通達に基づく年次検査（以下単に「年次検査」という。）を行い、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、両通達2.（3）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

については、指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱いを別添のとおり定めたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、適切かつ円滑な年次検査の実施について指導されたい。

指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱い

- (1) 年次検査は、道路運送車両法第 94 条の5第1項前段及び第4項の規定に準じて点検及び必要な整備並びに検査を行うこととする。この場合において、同条第1項中「国土交通省令で定める技術上の基準により点検し」とあるものは、「指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 6 条第 1 項第 1 号の基準により点検し」と、「保安基準適合証及び保安基準適合標章(第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第 69 条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証)」とあるものは、「年次検査合格証」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。なお、年次検査合格証の交付については、依頼者に電子メールにより送付等することができることとする。
- (2) 年次検査合格証の様式は、別紙様式とする。
- (3) 指定自動車整備事業者は、年次検査を行った場合、道路運送車両法第 94 条の6(第1項第5号を除く)の規定に準じ、指定整備記録簿に当該年次検査に関する事項を記載し、その記載の日から2年間保存すること。この場合において、指定整備記録簿の備考欄に年次検査である旨を記載することとする。
- (4) その他の年次検査に係る指定自動車整備事業者に係る取扱い等については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け、国自整第 353 号)」別添 1(第 3 及び第 4 に限る。)、別添 3(第 3、第 4 及び第 5 に限る。)及び別添 6(第 2 に限る。)並びに「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成 18 年3月2日付け、国自整第 126 号)」に準じるものとする。
- (5) 道路運送車両法第 94 条の8第 1 項の規定による行政処分を受け、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止の期間においては、当該事業場において年次検査を行うことはできないこととする。

以上

年次検査合格証	
年 月 日交付	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。	
年次検査の年月日 年 月 日	
自動車検査員の氏名	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	